

令和3年度

社会福祉法人 清風会

児童心理治療施設 ひこばえ学園

事業経過報告書

【平成3年度重点目標実績報告】

1 入所児童の確保

1) 入退所児童の状況

①入退所児童数

	初日在籍児童数			措置人員			退所児童数			月末現在児童数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	令和3年4月	11	6	17							11	6
令和3年5月	11	6	17				1		1	10	6	16
令和3年6月	10	6	16	1		1				11	6	17
令和3年7月	11	6	17							11	6	17
令和3年8月	11	6	17					1	1	11	5	16
令和3年9月	11	5	16	1		1				12	5	17
令和3年10月	12	5	17		1	1				12	6	18
令和3年11月	12	6	18	1		1				13	6	19
令和3年12月	13	6	19	1		1				14	6	20
令和4年1月	14	6	20					1	1	14	5	19
令和4年2月	14	5	19							14	5	19
令和4年3月	14	5	19	1		1	1	2	3	14	3	17
計				5	1	6	2	4	6			

② 入退所児童の内訳

入所児童内訳		退所児童内訳	
児童	入所月	児童	退所月
男児1	6月	男児1	5月
男児2	9月	女児1	8月
女児1	10月	女児2	1月
男児3	11月	男児2	3月
男児4	12月	女児3	3月
男児5	3月	女児4	3月

- 2) 令和3年度当初は小学生7名、中学生10名の計17名での年度開始であった。比較的早い時期から入退所の動きがあったものの、その後の月で入所措置数が伸びず平均すると2ヶ月に1名の入所措置であった。一方、退所児童について内訳を見ると自宅へが2名、他の児童福祉施設への措置変更児童が4名であった。全国的な統計資料からは、入所児童の男女比は約2:1で男児が多いが、女児の退所が多く入所児童は男児が多いことから年度末で4~5:1の状況であった。令和3年度の新規入所児童受け入れ計画では17名の入所児童と計画していたが実際は6名で、入所児童

の受け入れ以前に児相からの入所打診を依頼していくことが必要である。特に女子児童の入所を各児相に積極的に働きかけたい。また、男子児童の入所が多いが、個室として使用する部屋に限界があり、本来の二人部屋として使用を行っているが児童の性格や問題行動等により二人部屋のマッチングに苦慮した。

令和3年度の新規入所児童については被虐待児童や本人の性格行動、性加害を主訴とする児童であり、生活支援とともに虐待によるトラウマケアや他者（児）との関係性、問題行動への対応、性加害児童への教育的指導、心理療法等が求められる。

- 3) 入所児童の受け入れに際し新型コロナウイルス感染症対策として5日間の健康観察期間を設け感染者発生防止に慎重に対応した。新型コロナウイルスの変異株も確認され徐々に置き換わっている状況から、新規入所児童に対する感染対策を本課をはじめ児相に理解を求めた。

県下での感染者数増加により、保護者との面会や外出・外泊、児相ケースワーカーとの面接に感染防止のため配慮し、感染拡大期には制限を設けざるを得なかった。面会方法や場所の検討等を行い、消毒の徹底やアクリル板の設置、児童のワクチン接種等の対応を行った。面会への対応としてオンライン面会を行い可能な限り保護者や児相との面会を確保した。

外泊については感染状況により見合わせていただくよう依頼したが、退所を前提とした児童については帰園後に健康観察期間を設け対応した。

- 4) 令和3年5月に退所児童から虐待の訴えがあり、県から児童や職員への聞き取り、本課からの管理者への確認や聞き取りと報告書の提出等を求められ、長期に渡り対応に苦慮した。結果は、被措置児童等虐待に該当する事実は認められなかったが、職員への支援体制、資質向上のための取り組み、権利擁護や虐待防止に関する取り組みについて改善の指導があった。

その他、自殺未遂や自傷行為がありその都度の対応を行った。他児との関係性に問題があり威圧的な言動により児童や職員を操作する行為もみられた。また、男子児童間での性的事案の訴えもあり事実は確認できなかったが、安心・安全な環境を作っていきたい。

2 感染症対策

- 1) 新型コロナウイルス感染症対策を重点的に行なった。マスク着用や手洗いうがい、アルコールによる手指消毒など基本的な感染予防を職員と入所児童に継続的に実施を促した。感染拡大期には次亜塩素酸希釈液での環境整備を定期的に行なった。
- 2) 周辺市町村や県内の感染状況を確認しながら面会や外出、外泊等の実施を判断し対応した。オンライン面会・面接の調整や感染予防用品の購入、児相ケースワーカーとの面接に感染防止のため配慮し、感染拡大期には制限を設けざるを得なかった。面会方法や場所の検討等を行い、消毒の徹底やアクリル板の設置、児童のワクチ

ン接種等の対応を行った。面会への対応としてオンライン面会を行い可能な限り保護者や児相との面会を確保した。外出や外泊の必要がある児童については健康観察期間と PCR 検査を行い感染対策を徹底した。

- 3) 施設の契約医療機関（瀧井病院）からの木村医師の診察はオンラインで行うことが多くなり、対面診療を見合わせる対応を取らざるを得なかった。

職員についても三密を避け不要不急の外出の自粛など感染予防の啓発を行った。冠婚葬祭や他者との交流接触がある場合は健康観察期間を設け最終日に PCR 検査を行い感染の陰性が確認された後の出勤とした。幸い感染者は確認されなかった。

3 職員の専門性、資質向上

- 1) 令和3年度末に児童養護施設に措置変更となった女子児童が、当施設に入所している時に職員から虐待被害にあったと訴えた。そのため県への資料提出や児童・職員への聞き取り、聞き取り内容の確認と検証等で県庁訪問を求められ、回答等を行ってきた。

令和4年2月に、県側の検証から「虐待に該当する事実は認められなかった」こと、聞き取り等から不適切な事項が認められたため報告書の提出が求められた。

退所児童の訴えと当該職員への施設での聞き取り結果の相違からその真偽が不明であった。聞き取り等から虐待疑い案件であり検証結果からは事実は認められなかったとされている。

経過

年月日	内 容
R3 5/11	事案認知、当該職員に事実確認
5/12	措置変更先施設から児相へ連絡 その後児相と本課へ連絡
5/26	本課より関係資料の提出依頼
6/29	入所児童への聞き取り 及び 関係記録の確認
7/26	職員への聞き取り
9/10	本課にて児童及び職員への聞き取り結果について口頭で伝達と質疑
9/29	報告徴収の連絡
10/27	「被措置児童等虐待に関する報告書」を提出 → 資料参照 本課と協議(再発防止策と職員の処分)
12/27	職員の処分について報告、コロナ感染対策について理解を求めた
R4 2/8	「被措置児童等虐待に関する事実確認の結果について」対面で県から通知の交付あり
3/22	「検証結果を踏まえた改善報告書」提出

- 2) 児童心理治療施設は心理治療や生活支援、児童や職員等との関係性等治療的な関わりが要求され職員の資質の向上が求められる。施設が機能を発揮するためには各プログラムや個別的な関わりと、子ども集団への治療的介入の向上が必要であるが、オンラインでの研修が主体となった。
- 3) コロナウイルス感染症の感染拡大により外部研修の機会が減少した。しかし、年度途中からオンラインでの研修が中心となり、宮崎県児童福祉施設協議会や子どもの虹情報研修センター、全国児童心理治療施設協議会等が開催するオンライン研修会に参加し資質の向上に努めた。
内部研修では、ケース会議やカンファレンスが十分に設定できなかったが、リーダー会議や職員会議、若竹分校との合同職員会、棟こども会議等を重ね、安全で安心感の持てる生活を目指した。
- 4) 開設当初から在籍している直接処遇職員は3名（R4.3 現在）であり、知識と経験の蓄積が危ぶまれる。新規雇用した職員については、生活リーダーや個別対応職員等から児童についての生活場面を通して、援助の考え方や具体的な対応について学ぶ機会を確保した。

4 一人ひとりの入所児童への個別的な治療と生活支援

- 1) 児童に対しての自立支援計画を基に、児童の行為行動障害や特性、これまでの生活などを考慮した個別的な生活支援と治療を行うよう留意した。あわせて、無断外出や暴力、自傷行為等の可能性を検討しその対策・対応を行った。
- 2) 児童自ら不安や他児の行動等について相談ができる児童が育ってきているが、虐待を受けたことによる影響や愛着に起因する行動がみられる児童もいる。思春期に問題行動が著しくなり家庭での生活が困難となる前に、安全で安定した生活のもとで生活指導や心理治療を行った。
- 3) 入所児童のうち大多数が医療機関に受診している。これまで継続的に受診していた医療機関から、入所を契機に施設の協力医療機関（瀧井病院）に変更の承諾を得てから受診することとなり医療との連携を取りやすくした。

【実践事項】

1 施設運営

1) 総合環境療法による児童の治療

「生活」、「教育」、「治療」の三つの分野が連携を取って、施設内で行っている全ての活動が治療であるという「総合環境療法」の立場に立って生活指導や治療を行うことを意識付けしながら各種研修やカンファレンス等を行った。

2) 児童の人権の尊重

- ① 虐待等に関する研修会に参加し人権についての理解を深めた。
- ② 行動化の著しい児童で身体的な抑制を行わざるを得ない場合であっても、職員への対応に十分注意した。
- ③ 食事や入浴、睡眠など児童が日常的に安心して生活ができるよう環境面の整備や生活時間への配慮、職員や他児との関係性等に配慮して児童対応を行った。
- ④ 個人情報保護に関して、資料作成にあたり児童の氏名記載時の注意や書類の持ち出し、管理等について確認と周知を行った。

3) 児童の公教育の保障

入所児童は全て日向市立東郷学園小学部若竹分校、中学部若竹分校に通学し教育課程に則って特別支援教育を受けた。分校への登校にあたり施設と分校間での情報の共有と処遇、教育面での配慮などについて情報交換を行った。

また、各児童について施設の方針や計画と分校の教育計画を双方で共有し協議検討した。児童は分校が同一建物内にあり、登校の行いやすさや不穏時の一時下校、再登校が行いやすい環境であるが、一時下校や再登校について協議を行い整合性のある対応を行った。

4) 関係機関との連携

- ① 入所児童の利用にあたり、各児童相談所と情報交換を行った。また、児童相談所に確認の上、他施設や医療機関等との情報交換を行い、措置入所後の支援や心理治療についての一助とした。これまで、入所後は定期的な訪問を依頼し児童担当職員と施設での生活や心理状態についての情報交換を行っていたが、新型コロナウイルス感染対策で施設への立ち入りを遠慮していただく一方で何らかの代替案も必要であるため、年度途中からオンラインでの面会を導入した。
- ② 宮崎県児童福祉施設等協議会に加入を継続している。施設長会議や各種研修会に参加し、資質向上と他施設職員との交流や事業を通してのつながりを意識しながら県内施設との連携を図った。
- ③ 数名の児童は宮崎市や門川町への医療機関を受診しているが、施設の非常勤医師への受診は多くなっている。施設対応が困難な児童で医療機関への入院依頼と調整に苦慮したが、受け入れていただける医療機関が増えてきた。
- ④ 施設見学者や視察の希望は、年々減少しているが、児童心理治療施設への理解を深めていただくことを念頭に、分校と協調して現状を中心に説明した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大とともに、当面の間は見学をお断りしている。

5) 問題発生時の対応の徹底

- ① 暴力や粗暴行為、無断外出などの問題行動が見られ自殺未遂や自傷行為が見られる児童がいた。不穏な状態となる場合があり、状況に応じて身体的に抑制することが必要と思われる場面があったが、介入が難しかった。今後、CVPPP やルールへの指導方法、不穏時の声掛け等の研修を重ねていきたい。

- ② 問題行動発生後の児童対応（ふり返り等）については、その都度各担当や個別対応職員等が行い、出来事や自らの行動の認知・認識を確認し自分の特性についての理解と適切な対応について指導を行い再発の防止に努めた。児童の特性から直ぐに問題行動（行動化等）が改善することは困難であるが、日常での生活指導や心理治療、行動療法等を継続した。
- ③ 事故や無断外出等の問題行動のあった場合は、その状況と直接的な対応、今後の対応方針等について担当児童相談所と保護者へ連絡をおこなった。
- ④ 分校での授業中に不穏となったり途中下校したり教職員の指示にを受け入れることが困難な場面もあった。分校との協議で登校や途中下校、早退等のルールを申し合わせた。

2 児童支援

1) 総合環境療法による治療

情緒的な問題や虐待によって深い心の傷を持つ児童などに対して、個々の児童の状態と治療目標に合わせて、「生活」、「教育」、「心理治療」、「医療」の三分野が連携を取って、施設内で行っている全ての活動が治療であるという「総合環境療法」の立場に立って児童支援にあたった。

2) 自立支援計画に基づく治療

- ① 児童相談所が示す自立支援計画の方針に基づいて入所直後は生活指導及び治療を行った。治療にあたっては医師の指導を受けながら個々の児童ごとに、6ヶ月毎に自立支援計画の見直しと評価を行った。
- ② 施設での支援にあたっては、児童とその家族の人権を尊重し児童福祉法を遵守した。児童相談所と十分な連携をはかり、児童本人の意志と家族の意向を尊重して治療を行った。
- ③ 本来、自立支援計画は職員と児童が協働で作成するものであるが、現状として児童や保護者への説明が十分に行えていない。

3 職員

1) 職員の専門性の向上

- ① 外部研修会への参加は資質向上に非常に効果的であり、全国児童心理治療施設協議会（以下、「全児心協議会」と略す。）、子どもの虹情報研修センター、宮崎県児童福祉施設協議会等が実施する研修会に可能な限り参加した。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により各種研修が中止や延期となった。
- ② 職員が児童を担当することで処遇力や専門性が培われることは非常に大きい。知識を得る場と実践の場が均衡の取れたものになるよう児童相談所からの措置に積極的に対応した。

2) 組織的な業務遂行

- ① 職員は組織の一員としての自覚を持って融和を図るとともに連携を意識して取り組んだ。職員会議、リーダー会議、ケース会議等を通して、情報共有や周知、課題や問題の解決を行った。

- ② 令和3年度の事業計画書で職員の業務分掌を明確にした。
- ③ 報告や相談、連絡を軸として確実な情報の共有と連携を図るため、日常的なコミュニケーションを促すとともにWowTalk(SNS様のツール)を活用している。

3) 児童相談所・学校等関係機関との連携

児童の治療にあたっては、児童相談所、家庭、教育機関、医療機関等から正確な情報を得る努力をし、関係機関と緊密な連携を取りながら治療や生活指導を進めることを意識して行った。

4) 就業規則の遵守

児童に対する福祉サービスが十分に行えるように、職員は就業規則に定められた規則を遵守するよう各部署に就業規則を配布した。

4 家族治療と家庭との連携

児童の問題は保護者(家族)の影響が大きく作用している場合が多く、児童の生活のみに焦点を当てた治療では不十分であるため、児童相談所と緊密な連携を取り、保護者(家族)との面接等を行い、家族の主体的な問題解決能力を高めるようにした。

保護者(家庭)との連携は家庭支援専門相談員を中心に担当職員と協力して行った。新型コロナウイルス感染症の拡大により、面会も含め帰省について制限せざるを得ない状況であった。しかし家庭復帰を前提としたケースには感染対策を保護者家族に説明し、同意が得られた場合のみ帰省を対応した。施設へ帰園後は健康観察期間を設けPCR検査を実施し陰性が確認されてから生活棟へ戻り分校への登校を再開したりした。

5 リスクマネジメント

1) 新型コロナウイルス感染対策

感染対策委員会を中心に、施設内の消毒や感染対策用具・用品等の整備、感染時のガウンテクニックの講習等を行った。また、施設内でのPCR検査陽性者や濃厚接触者(児)の発生を想定してのゾーニングの策定と職員の動きについての検討を重ねた。更に、職員の行動自粛について周知するとともに、他県等の人との接触の場合には健康観察期間を設けPCR検査で陰性が確認されてから職場復帰を求めた。

宮崎県児童養護施設等環境改善事業補助金を利用し、濃厚接触者(児)の生活スペースについて整備を行ったが、ゾーニングが不十分で改善の検討が必要である。

2) 避難訓練と防災

定期的な避難訓練を実施した。避難の動線の確認と行動について繰り返し行った。分校との合同で地震時の避難訓練や消火訓練を実施した。また、夜間の避難訓練も実際に行った。

3) 防犯対策、施錠の徹底について

児童福祉法第28条による入所措置の児童がおり、職員会議の中でその対応について周知した。また、施設で児童が安心して生活ができるように、外部からの侵入を防ぐための施錠と危険箇所の施錠を徹底した。更に、防犯カメラについては不審者や不審車両の確認操作や警察への通報について周知した。

4) 整備点検

日頃から設備・備品の点検を行い、刃物類や燃料、医薬品、洗剤等の危険物は施設下に厳重に管理した。遊具・スポーツ用品の管理についても徹底した。

5) 児童の所在不明・パニック時等の対応

児童が無断外出により所在不明になった場合は、他の児童の生活指導に支障が起らないように配慮し、複数の職員で迅速に施設内外を搜索し、直ちに施設周辺を搜索するが所在不明を認識してから30分経過しても引続き所在が不明であれば、警察署へ搜索の協力要請を検討することとしている。

また、他の児童や職員に対して暴行を行ったり、落ち着かない状況が継続している時には、その児童を他児から離し興奮を鎮める対応を行なった。具体的には静養室の使用を行なうが、複数名の職員での対応を行なった。

6 児童・職員の保健衛生

児童に疾病が生じた場合は、協力医療機関の医師から助言を得たり与薬などを行なった。必要があれば他の医療機関を受診するなどの対応を行なった。

1) 健康診断

児童は学校で行う健康診断を含めて年2回健康診断を受けた。日勤の職員は医療機関で年1回、夜勤を行なう直接処遇職員は年2回の健康診断を受けた。

2) 検便・予防接種

検便は調理職員（栄養士も含む。）は毎月、他の職員は2ヶ月に1回実施した。予防接種については、入所時に保護者の同意を得た上で、適宜児童に必要な予防接種を受けさせた。

3) 与薬と医薬品管理

看護師が与薬と医薬品の管理を行い、服薬が必要な児童については医療機関の医師の指示に基づいて与薬を行なった。医薬品は施設下に管理し、与薬の際は職員が服薬を確認した。

4) 感染症の予防

施設内での感染症及び食中毒等の予防を徹底するため、看護師を中心として説明会を行い感染症等の予防に努めた。また、感染者発生の場合を想定してガウンテクニックの講習会や隔離体制の整備を感染対策委員会を中心に行なった。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、児童が登校する若竹分校が臨時休業となった。日向市教育委員会と若竹分校の特段の配慮により、休業期間中は学習支援を配慮していただいた。更に外部研修として予定していた各種研修会も中止もしくは延期となり、代わりにオンラインでの研修が多くなってきた。

職員については、行動自粛と会食・飲食の行動規範の遵守、他県や県内流行地域との往来の自粛等を求め、やむを得ない場合には自宅待機期間をとった上でPCR検査受検の対策をとって新型コロナウイルス感染予防を徹底した。

5) 育児中の時短勤務職員

2名の女性職員が時短勤務にて就業中である。職員へ育児にあたりハラスメントが発生しないよう配慮と注意を促した。

7 職員会議、ケース会議、運営会議等

定期的に職員会議や各部門の会議、分校との情報交換等を行った。

8 通所部門

令和3年度は通所措置児童はいなかった。利用照会があれば積極的に措置を受けたい。

9 給食部門

児童の食生活の改善と健全な食習慣の確立を目指した。栄養の1日摂取量として1,800Kcal(小学生低学年)から2,500Kcal(中学生男子)とし成長期の児童へのバランスの取れた食事提供を心がけた。児童の誕生日にはバースデーメニューとして希望を聞き全児童の献立に反映している。

【令和3年度 職員研修会(外部研修)】

月	日	内 容	参加職員
4月	27	県児童福祉施設協議会 総会・役員会 (Zoom)	施設長
5月	22	R3年度発達障がい支援者基礎講座「発達障がいの理解と支援」 (Zoom)	佐藤、山口、絹子
	28	全児心 R3年度第1回総会施設長会 施設長研修会 (Zoom)	施設長
6月	9	労務管理研修Ⅱ (Zoom)	松葉
	15	アンガーマネジメント研修1 (Zoom)	修作、節賀、藤原
	17	労務管理研修Ⅲ (Zoom)	施設長、松葉
7月	5	R3年度 県児童協第1回施設長会	施設長
	8	R3年度県児童協第1回家庭支援専門委員会 (Zoom)	平野
	16	九州ブロック児童心理治療施設職員研修会 職員のメンタルヘルス (Zoom)	甲斐
	21	九州ブロック児童心理治療施設職員研修会 学校と施設の連携 10:00-16:00 Zoom	平野
8月			
9月	14	職員と施設を守る護身術研修 (Zoom)	節賀
	16	R3年度全児心施設職員研修会 (Zoom)	蓮本
	17	県児童協 第2回施設長会 (Zoom)	施設長
	18	R3年度全児心施設職員研修会 (Zoom)	蓮本
10月	6	全児心施設長等連絡会 (Zoom)	施設長
	8	全児心新任職員研修 (Zoom)	修作、瀧下
	11	県児童協 心理士委員会(オンライン)	祖堅
	13	親子関係再構築プログラム事業	山口
	15、21	全児心新任職員研修 (Zoom)	修作、瀧下
	26	県児童協 合同研修会Ⅰ (Zoom)	大成、美香
11月	4	年末調整に関する事務講習会	松葉
	26	R3年度 県児童協 第3回施設長会	施設長
12月	7	防火管理者講習 延岡 住吉、松葉、清子	住吉、松葉、清子
1月	13	児童協 R3年度 第4回施設長会 (Zoom)	施設長
	20	R3年度 親子関係再構築プログラム事業「子どもの性的問題行動への理解と対応研修」 (Zoom)	住吉、高田、甲斐
2月	2~3	R3年度宮崎県児童養護施設等 基幹的職員研修事業等 前期日程 (Teams)	高田
	4	R3年度県児童協 第2回家庭支援専門委員会 (Zoom)	平野
	6	R3年度管内給食施設研修会 14:00-(Teams)	清子
	6	里親セミナー講演会 ト라우マの理解と対応	平野
	6	九州LSW実践交流会 13時-16:30 (Zoom)	平野
	21~22	R3年度宮崎県児童養護施設等 基幹的職員研修事業等 後期日程 (Zoom)	高田、甲斐
	24~25	R3年度第2回全児心協議会 総会・施設長会 第3回施設長研修会 2/25迄	施設長
3月			

【令和3年度 職員研修会（内部研修）】

4月	2 女子棟こども会議 2 臨時感染症対策委員会 6 合同職員会 7 リーダー会議 13 職員会議 14 男子棟職員会議 15 合同研修会 20 リーダー会議 20 セラピスト会議	10月	4 感染症対策委員会 5 リーダー会議 5 女子棟会議 6 給食委員会 12 リーダー会議 19 職員会議 20 男子棟職員会議 22 合同職員会 25 セラピスト会議 26 リーダー会議
5月	6 リーダー会議 10 感染対策委員会 11 職員会議 13 合同研修会 18 リーダー会議 19 男子棟会議 19 セラピスト会議 21 合同職員会 26 女子棟会議	11月	1 感染対策委員会 2 リーダー会議 7 男子棟こども会議 9 リーダー会議 9 男子棟会議 12 延岡児相 事後指導 14 男子棟こども会議 16 リーダー会議 19 職員会議 22 都城児相 事後指導 22 セラピスト会議 30 リーダー会議
	1 リーダー会議 2 女子棟こども会議 7 感染対策委員会 8 給食委員会 9 職員会議 10 都城児相 自立支援協議 14 セラピスト会議 16 男子棟会議 17 リーダー会議 22 リーダー会議 14-25 教育支援計画協議	12月	1 生活棟職員会議 6 感染対策委員会 13 男子棟職員会議 14 リーダー会議 21 職員会議 28 リーダー会議
7月	3 女子棟こども会議 5 男子棟会議 6 感染対策委員会 16 職員研修会 メンタルヘルス 18 男子棟こども会議 20 職員会議 27 都城児相 事後調査 27 若竹分校 教育相談会 28 中央児相 事後調査	1月	3 感染対策委員会 5 リーダー会議 6 女子棟会議 11 男子棟職員会議 12 リーダー会議 13 セラピスト会議 15 男子棟こども会議 17 男子棟・女子棟合同会議 19 職員会議 25 リーダー会議

8月	2	感染対策委員会	2月	1	リーダー会議
	3	リーダー会議		8	女子棟会議
	10	職員会議		9	リーダー会議
	17	リーダー会議		10	臨時職員会議
	24	合同職員会、研修会		15	リーダー会議
				15	感染対策委員会
				16	給食委員会
				18	セラピスト会議
				22	職員会議
				24	女子棟こども会議
				24	セラピスト会議
				28	男子棟こども会議
9月	3	救急法講習 心肺蘇生とAED	3月	1	リーダー会議
	6	感染症対策委員会		3	給食委員会
	7	リーダー会議		7	感染対策委員会
	9	男子棟会議		8	リーダー会議
	14	リーダー会議		8	男子棟職員会議
	21	職員会議		14	セラピスト会議
	26	男子棟こども会議		15	臨時女子棟
	28	リーダー会議		29	リーダー会議

【令和3年度 関係機関会議】

月 日	内 容	月 日	内 容
4/12	退所予定児童 児相協議	10/1	中央児相 児童面会后情報交換
4/19	分校とのコロナ感染対応協議	10/6	中央児相 児童面会后情報交換
4/19~30	教育支援計画に係る分校との話し合い	10/12	中央児相 心理判定
4/22	都城児相 児童面会后の情報交換	10/20	中央児相 児童面会后情報交換
4/27	退所予定児童 ケース会議	10/27	中央児相 児童面会后情報交換
4/28	都城児相 児童面会后の情報交換		都城児相 児童面会后情報交換
5/7	入所児童 児相面会后情報交換	11/12	延岡児相 事後指導
5/26	入所児童 分校との合同ケース会議	11/20	中央児相 児童面会后情報交換
			延岡児相 母子面会后情報交換
		11/22	都城児相 事後指導
		11/25	高校進学児童 四者協議
6/10	入所児童 児相面会后情報交換	12/22	都城児相 児童処遇会議
6/14~25	個別の教育支援計画協議(心理担当)	12/22	都城児相 児童面会后の情報交換
6/16	入所児童 分校とのケース会議		
6/21	都城児相 児童面会后情報交換		
6/25	中央児相 母子面会后情報交換		
6/29	中央児相 児相面会后情報交換		
7/19	中央児相 入所児童心理判定	1/14	中央児相 児童の処遇会議
7/30	入所児童 ケース会議	1/18	中央児相 退所予定児童面会協議
		1/21	分校との児童協議
		1/25	都城児相 児童面会后の情報交換
		1/31	都城児相 児童面会后の情報交換

8/4	都城児相 施設入所ケース会議	2/2	都城児相 児童面会后情報交換
8/19	中央児相 児童情報交換	2/8	中央児相 児童面会后情報交換
8/24	都城児相 児童協議	2/18	都城児相 児童面会后情報交換
	中央児相 児童面会后情報交換	2/28	中央児相 児童面会后情報交換
9/8	分校との登校打合せ	3/7	都城児相 児童面会后情報交換
9/28	分校との登校打合せ	3/7	中央児相 児童面会后情報交換
		3/9	分校との登校打合せ
		3/11	都城児相 父子面会后情報交換
		3/17	中央児相 児童面会后情報交換
		3/20	中央児相 母子面会后情報交換
		3/22	受験前打ち合わせ会議
		3/29	中央児相 児童面会后情報交換

【令和3年度 施設・分校行事】

月 日	内 容	月 日	内 容
4/6	行事：グラウンドでお花見	10/1	スポーツフェスタ
4/7	始業式	10/14	進路に関する分校との打ち合わせ
4/9	中学部入学式	10/21	食育授業
4/19-30	個別の教育支援計画話し合い	10/28-29	修学旅行
4/20	地震想定避難訓練	10/31	東郷キッカーズ保護者 草刈り
		10/31	ハロウィンイベント
5/2	GW お楽しみ企画 レクリエーション	11/5	漢字検定
5/5	GW お楽しみ企画 ピザ作り	11/7	行事：焼き芋会
5/10	運動場草刈り	11/16	避難訓練（分校合同）
5/31	授業参観	11/18	インフルエンザ予防接種 第1回目
		11/27	ひこばえカップ
6/14-25	個別の教育支援計画話し合い	12/1～	インフルエンザ予防接種
6/25	授業参観	12/3	分校遠足
6/26	工作大会	12/8	思春期ピュアカウンセリング授業
6/30	避難訓練	12/11	レイクランドで遊ぶ
		12/19	男子棟カードゲーム大会
		12/22	分校：冬の収穫祭
		12/24	終業式
		12/24-25	クリスマス行事
		12/28	餅つき大会
		12/28	避難訓練
		12/31	年末年始特別日課
7/2	漢字検定	1/1	年末年始特別日課
7/20	授業参観	1/6	始業式
7/21	終業式	1/18	避難訓練（地震想定）
7/24	避難訓練		
7/31	かき氷イベント		
8/6	運動場草刈り	2/16	分校：ミラカフェ
8/12	行事：チャブちゃぶ遊び	2/23	お楽しみディナーバーベキュー
8/18	行事：お楽しみイベント	2/25	避難訓練（夜間想定）
8/25	避難訓練		
8/26	始業式		

8/28	かき氷イベント		
8/29	男子棟 花火		
8/30	女子棟 花火		
9/30	夜間想定避難訓練	3/16 3/19 3/24 3/25 3/28	中学部卒業式 避難訓練 小学部卒業式 修了式 イベント ひこぼえの集い

【令和3年度 施設見学・視察】

月 日	団 体 名	参加数 (名)	備 考
5/17	女性支援員 見学	1	
5/28	九保大 心理実習	3	
8/16	施設見学	1	
8/25	施設見学 (男性)	1	
10/29	綾町福祉保健課	4	

【入退所状況】 令和3年度

入所 平成31年度(令和元年度)末在籍児童 計16名				退所			
入所年月日	性別	学齢	入所前状況	退所年月日	性別	学齢	退所先
令和3年6月	男	小1	児童養護施設	令和3年5月	男	中1	児童養護施設
令和3年9月	男	小5	児童養護施設	令和3年8月	女	中3	自宅
令和3年10月	女	中2	児童養護施設	令和4年1月	女	中3	自宅
令和3年11月	男	小1	自宅	令和4年3月	男	小1	児童養護施設
令和3年12月	男	小1	自宅	令和4年3月	女	中3	児童養護施設
令和4年3月	男	小6	児童養護施設	令和4年3月	女	中3	児童養護施設
令和3年度入所児童 計6名				令和3年度退所児童 計6名			

【職員の状況】 (令和4年3月31日現在)

職種	人数	職種	人数
施設長	1	心理療法担当職員(非常勤1名含)	6
副施設長	1	児童指導員	7
医師 (契約医療機関派遣)	1	保育士	3
家庭支援専門相談員	1	支援員	1
個別対応職員	1	栄養士	1
事務員	1	調理員	4
看護師	1		
合 計		29名	

※2名の時短勤務職員を含む(心理療法担当職員、児童指導員)